

# 公 示

## 一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について

一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等については、平成15年2月28日付で公示した「一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可申請の処理方針について」（以下「公示基準」という。）に定めるところによるほか、下記により処理することとしたので公示する。

平成15年 2月28日  
一部改正 平成19年 2月 7日  
一部改正 平成25年 7月25日  
一部改正 平成25年11月12日  
一部改正 平成27年 4月16日

関東運輸局長	淡 路 均
東京運輸支局長	向 良 一
神奈川運輸支局長	佐 藤 博
埼玉運輸支局長	山 本 三 郎
群馬運輸支局長	荻 原 克 己
千葉運輸支局長	小 林 一 雄
茨城運輸支局長	会 田 幸 治
栃木運輸支局長	北 畠 幸 雄
山梨運輸支局長	大 川 充 磨

### 記

#### 1. 一般貨物自動車運送事業の事業計画の変更の認可等

- (1) 事業計画変更事項のうち、営業所の位置、自動車車庫の位置及び収容能力、休憩施設の位置及び収容能力、特別積合せ貨物運送をするかどうかの別、営業所及び荷扱所の位置、積卸施設の取扱能力、運行系統並びに運行日及び運行回数、貨物利用運送を行うかどうかの別、営業所、業務の範囲、貨物の保管体制を必要とする場合の保管施設については、「公示基準」に適合するものであること。
- (2) 事業用自動車の種別の変更の認可  
新たに霊きゅう自動車を配置し、又は新たに普通車を配置しようとする事業計画の変更認可申請については、霊きゅう自動車又は普通車を使用する運送について、それぞれ「公示基準」に適合するものであること。
- (3) 事業用自動車の数の変更の事前届出

- ① 増減車の事前届出については、以下の各号に適合しているものであり、別途定める届出書及び必要な添付書類により提出され、かつ、その内容が真正なものであること。
- ② 増車の届出に伴い、車庫の収容能力の拡大等事業計画の変更等が必要となる場合には、その変更手続を終了していること。  
また、事業を遂行するに足る運転者、運行管理者及び整備管理者が確保されていること。
- ③ 減車により「公示基準」Ⅰの２（１）による車両数未満にならないものであること。
- ④ 届出者は、あらかじめ届出書を提出すること。ただし、繁忙期等においては当日に確認することが困難な場合があるため、できる限り実施予定日より前に提出するよう努めること。
- ⑤ 自社営業所間における車両融通は、短期間のものであっても当該営業所それぞれにおける増車・減車の手続きをとらせること。ただし、「貨物自動車運送事業に係る繁忙期における営業所間の車両移動の弾力化について」（平成５年１月１１日付け関自貨２第２７５８号、関自貨１第３０７号、関整登資第１５１号、関整事公第３４８号、関整車第３６１５号）による取扱いは、この限りでない。
- ⑥ 事業用自動車の相互使用を協定書等の締結により行う場合は、事業用自動車の数の変更の事前届出を要しない。

#### （４） 営業所の位置の変更の届出

関東運輸局長が指定する区域内における位置の変更の届出については、車庫との距離制限上支障のないものであること。

#### （５） 運輸協定等締結に伴う事業計画変更の取扱いについて

車庫、休憩・睡眠施設並びに積卸施設等の共同使用及び幹線の共同運行に伴う事業計画の変更の場合、協定書等の提示を求め内容を確認すること。

#### （６） 法令遵守

- ① 事業計画の事業規模の拡大となる申請については、申請日前３ヶ月間（悪質な違反の場合は６ヶ月間）又は申請日以降に、当該申請地を管轄する地方運輸局長又は当該申請地を管轄する地方運輸局内の支局長から貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反による自動車その他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）処分を受けた者（当該処分を受けた者が法人である場合における当該処分を受けた法人の処分を受ける原因となった事項が発生した当時、現に当該処分を受けた法人の業務を執行する常勤の役員として存在していた者を含む。）でないこと。

その他法令遵守状況に著しい問題が認められる者でないこと。

- ② 事業計画の変更のうち、増車については届出者が当該届出に係る地方運輸局長等から車両使用停止以上の処分を受けている場合、増車実施予定日において、その処分期間が終了しているものであること。

## ２． 運送約款の認可

- （１） 貨物自動車運送事業法施行規則第１１条に規定される記載事項が明確に規定さ

れていること。

- (2) 運賃・料金の収受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- (3) 損害賠償等に関し、利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- (4) 宅配便、引越輸送等特殊な運送サービスについての独自の約款が申請された場合においては、当該サービスの特殊性に配慮されているものであること。

### 3. 事業の譲渡譲受の認可

- (1) 事業の全部を譲渡譲受の対象とするものに限り適用することとし、それ以外の事業の一部譲渡については、事業計画の変更の手続きによることとする。
- (2) 事業を譲り受けしようとする者について、「公示基準」Ⅰ. 1～12.（事業を譲り受けようとする者が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ. 1.～7. 及び9.～12. 並びに上記1.（6））に適合するものであること。

### 4. 合併、分割又は相続の認可

- (1) 合併若しくは分割により事業を承継する法人又は相続人について、「公示基準」Ⅰ. 1～12.（合併又は分割後に存続する事業者若しくは相続人が既に一般貨物自動車運送事業の許可を受けている場合にあっては、「公示基準」Ⅰ. 1.～7. 及び9.～12. 並びに上記1.（6））に適合するものであること。
- (2) 分割の認可については、分割後において存続する事業者が、「公示基準」Ⅰ. 2. の基準を満たさない申請については、認可しないこととする。

### 5. 事業の休止及び廃止の届出

事業の全部を休止し、又は廃止する場合に限り適用するものとし、事業の一部の休止又は廃止については、事業計画の変更の手続を行うこと。

### 6. その他

- (1) 特定貨物自動車運送事業の事業計画等の変更の認可等については、この処理方針を準用するものとする。
- (2) 貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき、譲渡し及び譲受け又は法人の合併若しくは分割が終了した場合は、別途定める届出書及び必要な添付書類により提出すること。

## 附 則

1. この処理方針は、平成15年4月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。
2. 平成2年11月1日付けで公示した「一般貨物自動車運送事業の事業計画変更等に関する処理方針について」は、平成15年3月31日限りこれを廃止する。

## 附 則（平成19年2月7日付け関自貨第2119-2号により一部改正）

この処理方針は、平成19年2月7日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附 則（平成25年7月25日付け関自貨第492号により一部改正）

この処理方針は、平成25年8月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附 則（平成25年11月12日付け関自貨第952号により一部改正）

本処理方針は、平成25年12月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。

附 則（平成27年4月16日付け関自貨第1576号により一部改正）

本処理方針は、平成27年6月1日以降当局管内運輸支局において受理する申請等について適用する。